

個別注記表

自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日

株式会社 JAL ナビア

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

① 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品・・・・・・・・最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

貯蔵品・・・・・・・・最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

会計基準変更時差異(21,498 千円)は 15 年にわたり均等償却しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）にわたり均等償却しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）にわたり均等償却しております。

4. 収益及び費用の計算基準

① 収益の計上基準

役務提供収入・・・・・・・・役務提供基準

旅行業務収入・・・・・・・・出発日基準

物品売上・・・・・・・・販売日基準

② 売上原価及び費用の計上基準

役務提供原価・・・・・・・・役務提供基準

旅行業務商品仕入・・・・・出発日基準

物品仕入・・・・・・・・検収日基準

費用については、発生主義により認識計上しております。

5. その他の計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 資産除去債務に関する会計基準の適用

当社は、賃貸借契約に基づき使用する事務所等について、退去時における原状回復にかかる債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃貸資産の使用期限が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることが出来ません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

II. 会計方針変更の変更に関する注記

1. 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第 26 号 平成 24 年 5 月 17 日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 25 号 平成 27 年 3 月 26 日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第 35 項本文及び退職給付適用指針第 67 項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用しております。退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第 37 項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度期首の退職給付引当金が 127 百万円減少し、利益剰余金が 127 百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ 11 百万円増加しております。

III. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済み株式に関する事項

当事業年度末における発行済み株式の数・・・1,000 株

2. 配当に関する事項

①配当金支払額

平成 26 年 6 月 23 日開催の第 26 回定時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額	161,069 千円
1 株当たりの配当額	161,068 円 42 銭
基準日	平成 26 年 3 月 31 日
効力発生日	平成 26 年 6 月 24 日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成 27 年 6 月 23 日開催の第 27 回定時株主総会決議において次の通り付議いたします。

配当金の総額	123,723 千円
1 株当たりの配当額	123,722 円 25 銭
配当の原資	利益剰余金
基準日	平成 27 年 3 月 31 日
効力発生日	平成 27 年 6 月 24 日